

日南町新型インフルエンザ等 対策行動計画



日南町：サクラソウ

平成 26 年 12 月 制定
令和 8 年 3 月 変更

日 南 町

目 次

	頁
I はじめに	1
1 今般の日南町新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的	1
2 町行動計画の改定概要	1
3 町行動計画が対象とする感染症	2
II 新型インフルエンザ等対策の基本的方針	3
1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	3
2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	4
3 発生段階ごとの対応	5
4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	7
5 対策推進のための役割分担	9
III 新型インフルエンザ等対策の基本項目	
1 町行動計画の基本事項（主要7項目）	12
2 対策項目ごとの目標	12
3 複数の対策項目に共通する視点	13
4 町行動計画の実効性を確保するための取組等	14
IV 新型インフルエンザ等対策の基本項目の考え方と取組	15
1 実施体制	15
2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	23
3 まん延防止	25
4 ワクチン	28
5 保健	38
6 物資	39
7 町民の生活及び町民経済の安定確保	39
（参考資料1）日南町新型インフルエンザ等対策本部条例	45
用語集	46

I はじめに

I-1 今般の日南町新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的

2012年4月に、新型インフルエンザ等対策特別措置法特措法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)が制定され、新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「政府行動計画」という。)が策定された。これに基づき、鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)が、2014年1月に策定された。これらを踏まえて、日南町は日南町新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「町行動計画」という。)を、2014年12月に策定した。

新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)は、2019年12月に中国武漢市で原因不明の肺炎患者が確認された後、2020年1月15日に日本国内初、同年4月10日に県内初の感染者が確認されて以降、3年以上にわたって流行が繰り返されてきた。新型コロナの感染が拡大する中で、町民の生命及び健康が脅かされ、町民生活及び町民経済活動は大きく影響を受けることとなった。この感染症危機において、次々と変化する事象に対し、町民はもとより、行政、医療関係者、事業者等が一丸となって、町ぐるみの取り組みが進められてきた。

このたびの町行動計画の改定は、2024年7月2日に改定された政府行動計画、2025年1月30日に改定された県行動計画を踏まえ、新型コロナへの対応(以下「新型コロナ対応」という。)で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できるようにすることを目指すものである。

町行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に、必要な対策を実施していくこととする。

I-2 町行動計画の改定概要

町行動計画は、感染症有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものである。有事に際しては、基本的対処方針(特措法第18条第1項に規定する基本的対処方針をいう。)や、県行動計画を踏まえ、対応をとっていくこととなる。

従前の町行動計画は、2014年12月に策定したものであるが、このたび初めてとなる改定を行なった。具体的には、新型コロナ対応の経験やその間に行われた関係法令等の整備等を踏まえ、各種の対策を拡充し、具体化した。

また、町行動計画が対象とする感染症についても、新型インフルエンザや新型コロナだけでなく、その他の幅広い呼吸器感染症も念頭に置くこととした上で、記載を3期(準備期、初動期、対応期)に分け、特に準備期の取組を充実させた。

対策項目については、これまでの6項目から新たに「物資」を加え7項目とした。感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンや治療薬の普及等に応じた対策の機動的な切替えについても明確化した。さらに、実効性を確保するため、実施状況のフォローアップや定期的な改定を行うとともに、実践的な訓練を実施することとする。

I-3 町行動計画が対象とする感染症

町行動計画が対象とする感染症は、特措法の対象となる感染症である。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等(特措法第2条第1号)は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあり、具体的には、次のとおりである。

- 1 新型インフルエンザ等感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第6条第7項)
- 2 指定感染症（感染症法第6条第8項）
（当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- 3 新感染症（感染症法第6条第9項）
（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

II 新型インフルエンザ等対策の基本的方針

II-1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

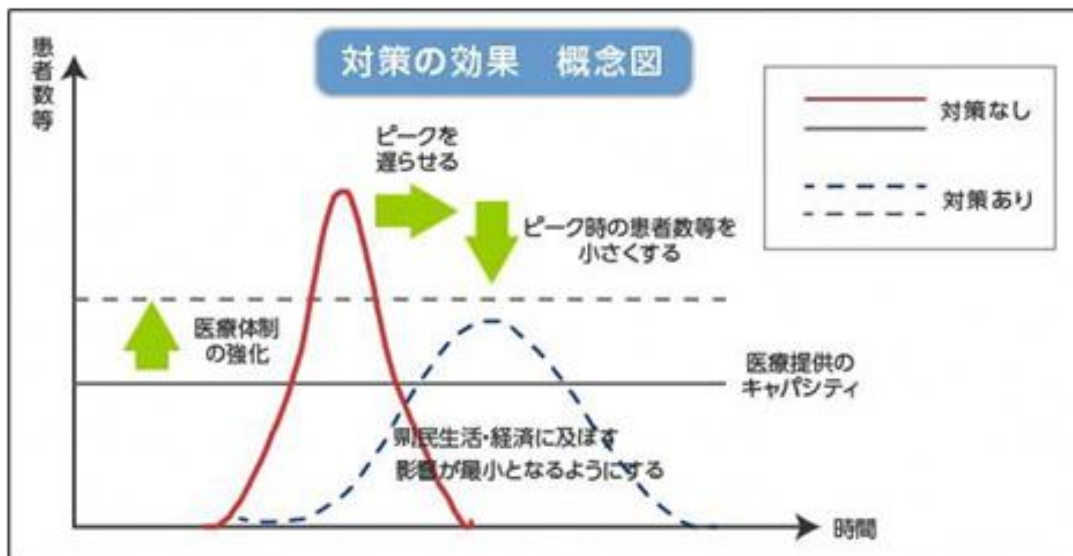
新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが感染するおそれがある。患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制の許容量を超えてしまう。このことを、念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を本町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策をする。

1 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減する。また、医療提供体制の強化を図り、患者数等が医療提供体制の許容量を超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民の生活及び町民経済活動への影響を軽減する。
- ・ 町民生活及び町民経済の安定を確保する。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 業務継続計画(BCP)の作成や実施等により、医療提供の業務や、町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



II-2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

町においては、科学的知見及び国・県の対策も踏まえ、地理的な条件、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の町民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立する。(具体的な対策については、「IV 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方と取組」において記載する。)

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民生活及び町民経済に与える影響等を総合的に勘案し、町行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

- 1 発生前の段階(準備期)では、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチン等の供給体制の整備、町民に対する啓発や、企業による業務継続計画(BCP)等の策定、DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- 2 町内で発生した場合を含め国内及び世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階(初動期)では、直ちに初動対応の体制に切り替える。
- 3 町内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期(対応期)では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- 4 なお、町内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。
- 5 町内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期(対応期)では、国、県、町、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や町民生活及び町民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- 6 地域の実情等に応じて、町対策本部で協議の上、柔軟に対策を講じることとし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。

- 7 その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(対応期)では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- 8 最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

II-3 発生時期ごとの対応

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるようにするため、次の1から4の考え方を踏まえて、対応する。

- 1 特定の感染症や過去の事例のみを前提にするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- 2 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の終息を目標とする。
- 3 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- 4 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

【発生時期ごとの対応】

発生時期	対 応
初動期 (A)	<p>感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、県、町対策本部が設置され、政府による基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて、迅速かつ柔軟に対応する。</p>
対応期 (B)	<p>封じ込めを念頭に対応する時期</p> <p>県、町対策本部の設置後、県内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国や国内における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。</p> <p>(この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意する。)</p>
対応期 (C-1)	<p>病原体の性状等に応じて対応する時期</p> <p>感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえてリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波(スピードやピーク等)を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。</p>
対応期 (C-2)	<p>ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期</p> <p>ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える。</p> <p>(ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。)</p>
対応期 (D)	<p>特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期</p> <p>最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること、及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策(出口)に移行する。</p>

Ⅱ-4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

町は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、県行動計画及び町行動計画又は業務継続計画(BCP)に基づき、関係者、町民と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の(1)から(5)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

(1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(2) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が町内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、感染事例を探知した後、速やかに町として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(3) 関係者や町民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や町民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(4) リスクコミュニケーション等の備え

リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

(5) 情報の有効活用、DXの推進、人材育成等

医療関連情報の有効活用やDXの推進のほか、人材育成、国・県との連携等、複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

以下の(1)から(5)までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命及び健康の保護と町民生活及び町民経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

(2) 医療提供体制と町民生活及び町民経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

リスク評価に基づき、感染拡大のスピードやピークが、確保可能な医療提供体制で対応できるレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける町民や事業者を含め、町民生活や町民経済等に与える影響にも十分留意する。

(3) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

(4) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに判断する。

(5) 町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特に特措法に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置(以下「まん延防止等重点措置」という。)や新型インフルエンザ等緊急事態措置(以下「緊急事態措置」という。)等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける町民や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

3 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、町民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならない。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

4 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町対策本部は、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う必要があると判断した場合には、県に要請を行う。

5 高齢者施設や障害者施設の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制や感染対策について、平時から検討し、有事に備えた研修や訓練等の準備を行う。

また、社会福祉施設等は高齢者や基礎疾患を有する者が多く利用しており、感染により重症化等のリスクが高くなることも懸念されるため、有事には、病原体の性状等も踏まえ、医療機関に準じて感染対策を講ずる。

6 感染症危機下の災害対応

町は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、町は県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報提供、避難の支援等を速やかに行う。

7 記録の作成や保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

II-5 対策推進のための役割分担

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町村及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

- ・ 新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究、調査及び研究に係る国際協力を推進する。
- ・ 準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策の着実な実施、定期的な訓練等により対策の点検及び改善に努める。
- ・ 新型インフルエンザ等対策閣僚会議(以下「閣僚会議」という。)及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議(以下「関係省庁対策会議」という。)の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。
- ・ 指定行政機関は、相互に連携を図りつつ、発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定する。
- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。
- ・ 国民等への感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2 県、市町村の役割

県及び市町村は、新型インフルエンザ等が発生したときには、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、以下のとおり地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応を行う。

- ・ 平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。
- ・ 感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。
- ・ 保健所を設置する鳥取市、感染症指定医療機関等で構成される鳥取県感染症対策連携協議会等を通じ、感染症法に基づく予防計画や医療法に基づく医療計画等について協議を行う。
- ・ 予防計画に基づく取組状況を毎年度進捗確認するとともに、国に報告する。
- ・ 平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

【市町村】

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

3 医療機関の役割

- ・ 医療機関は、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進する。
- ・ 新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画(BCP)の策定及び鳥取県感染症対策連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進める。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

4 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、平時から職場における感染対策を実施し、新型インフルエンザ等対策に関する業務継続計画(BCP)を策定しておく。新型インフルエンザ等が発生した場合は、業務継続計画(BCP)に基づき対応する。

5 登録事業者の役割

- ・ 特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行う。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

6 一般の事業者の役割

- ・ 事業者は、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。
- ・ 町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等の対策を行う。

7 町民の役割

- ・ 町民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

Ⅲ 新型インフルエンザ等対策の基本項目

Ⅲ-1 町行動計画の基本項目（主要7項目）

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し町民の生命及び健康を保護する」と、「町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

次の7項目を本行動計画の主な対策項目とする。

- 1 実施体制
- 2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- 3 まん延防止
- 4 ワクチン
- 5 保健
- 6 物資
- 7 町民生活及び町民経済の安定の確保

Ⅲ-2 対策項目ごとの目標

次の1～7の対策項目の目標に基づき、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行う。

1 実施体制

新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機において、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等の流布のおそれがある。各種対策を効果的に行うために、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、県、町民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにする。

町は、平時から、町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める。

3 まん延防止

病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置を行う。

また、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行う。

4 ワクチン

ワクチンの接種は、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながることから、国、県及び町は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、国が確保し供給されるワクチンを活用し、接種に当たって、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

5 保健

町は、県が実施する健康観察に協力し、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供、又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

6 物資

町は、本行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況を確認する。

7 町民生活及び町民経済の安定の確保

町は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や町民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定(地方)公共機関は、業務継続計画(BCP)の策定等の必要な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、町は、町民生活及び町民経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や町民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

Ⅲ-3 複数の対策項目に共通する視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、次の1から3までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮する。

1 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるため、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行う。

- ・ リスクコミュニケーションを含め、感染症対応業務に関する研修及び訓練の実施、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のための研修や訓練等の取組、日頃からの感染症対応部門と危機管理部門との連携や連動等を推進する。
- ・ 災害対応等における全庁体制等の近接領域でのノウハウや知見の活用を行いながら、必要な研修及び訓練や人材育成を進めることに取り組む。

- ・ 町内の医療機関等においても、県等や関係団体等による訓練や研修等により、感染症を専門とする医師や看護師等の医療職の人材の育成等、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進める。

2 国・県との連携

国が定める基本的な方針の下、連携体制を構築しながら、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、市町村は住民に最も近い行政単位として予防接種や町民の生活支援等の役割を担う。国・県との連携について、平時から積極的に取り組む。

3 DXの推進

予防接種対象者の特定や予防接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークを構築する。

Ⅲ-4 町行動計画の実効性を確保するための取組等

1 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

町民が幅広く対応に関係した新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

2 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

町は、訓練の実施や、それに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

3 定期的なフォローアップと必要な見直し

町は、町行動計画やマニュアル等の関連文書に基づく取組や新型インフルエンザ等対策に係る人材育成や人材確保の取組について、毎年度定期的なフォローアップを行う。

定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、政府行動計画・県行動計画の他、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに町行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずることとする。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験を基に町行動計画等の見直しを行う。

IV 新型インフルエンザ等対策の基本項目の考え方と取組

IV-1 実施体制

1 目的

(1) 準備期

あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

(2) 初動期

準備期における検討等に基づき、必要な体制を構築するとともに、情報共有や対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

(3) 対応期

感染症危機の状況並びに町民生活及び町民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

2 発生時期別対応【実施体制】

発生時期	対 応
準備期	<p>1. 町行動計画等の作成や体制整備・強化</p> <p>① 町は、町行動計画を作成・変更する。町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。</p> <p>② 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等を確保し、有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画(BCP)を作成・変更する。</p> <p>③ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。</p> <p>④ 政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。</p> <p>⑤ 新型インフルエンザ等対策本部を新型インフルエンザ等の発生時には速やかに立ち上げられるよう、準備期からの対策を推進するために、関係課の課長職で構成する「日南町新型インフルエンザ等対策班」(以下「対策班」という。)の体制を確認しておく。</p>

発生時期	対応
(準備期)	<p>⑥ 準備期から情報の収集と提供、予防接種、感染拡大防止、社会的機能の維持に関する担当者を決め、発生に備えた準備を行う。</p> <p>⑦ 必要に応じて対策班を設置。座長は防災監とし、事務局は総務課、福祉保健課とする。</p> <p>2. 国及び地方公共団体等の連携の強化</p> <p>① 国、県、町及び指定(地方)公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。</p> <p>② 国、県、町及び指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と、情報交換等を始めとした連携体制を構築する。</p> <p>③ 海外で新型インフルエンザ等の発生が確認された際、政府対策本部や県対策本部の立ち上げが行われる。</p>
初動期	<p>1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置</p> <p>① 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、町は必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。</p> <p>② 町は、必要に応じて、町行動計画を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。</p> <p>③ 国内で新型インフルエンザ等が発生した場合は、体制を「日南町新型インフルエンザ等対策連絡会議」(以下「連絡会議」という。)に切り替え、流行に備え、感染拡大をできる限り少なくするための対策や情報の共有化を図る。また、相談窓口、ちょうひおう、チラシ等で町民への注意喚起を行う。</p> <p>2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保</p> <p>① 機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。</p>

発生時期	対 応
対応期	<p>政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。</p> <p>1. 職員の派遣・応援への対応</p> <p>① 新型インフルエンザ等のまん延により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認めるときは、県に対し特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。</p> <p>② 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。</p> <p>2. 必要な財政上の措置</p> <p>① 町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。</p> <p>3. 町対策本部の設置・廃止</p> <p>① 国による新型インフルエンザ等緊急事態宣言の発令に伴い、特措法第34条と日南町新型インフルエンザ等対策本部条例(平成25年3月25日条例第19号)に基づく日南町新型インフルエンザ等対策本部(以下「町対策本部」という。)を設置する。本町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。</p> <p>② 新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。</p>

【日南町新型インフルエンザ等対策本部】

1 町対策本部は、次の事項を掌握する。

- ・ 国・県の基本的対処方針に基づく対応策に関すること
- ・ 新型インフルエンザ等に関する情報収集に関すること
- ・ 職員の確保と重要業務への職員配置
- ・ 庁舎管理、職員の健康管理
- ・ 医療体制(住民予防接種、日南病院・鳥取県西部医師会(以下「西部医師会」という。)等への連絡調整等)
- ・ 相談体制(発熱相談窓口等開設)
- ・ 町民への感染防止対策
- ・ 要配慮者への対応
- ・ ゴミ処理体制確保、し尿処理体制確保
- ・ ライフラインの確保、生活必需品の確保、事業所への情報提供
- ・ 火葬場の体制確保、公共交通機関への対応
- ・ 渡り鳥や野鳥不審死の情報収集、異常家きんの早期発見
- ・ 園児・児童及び生徒の健康管理、感染拡大防止、休校などの対応

- ・ 文化・スポーツ施設への指導、施設閉鎖等の対応

2 対策本部に、次に掲げる職員を置く。(日南町災害対策組織に順ずる)

- ・ 本部長 町長
- ・ 副本部長 副町長、教育長
- ・ 班長 議世事務局長、会計管理者、総務課長、まち未来創造課長、地域づくり推進課長、住民課長、環境エネルギー課長、建設課長、農林課長、教育次長、こども若者未来課長、福祉保健課長、その他職員で町長が指名する者
- ・ 事務局長 防災監
- ・ 事務局 総務課長、福祉保健課長

3 本部長は、町域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、町が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うことができる。

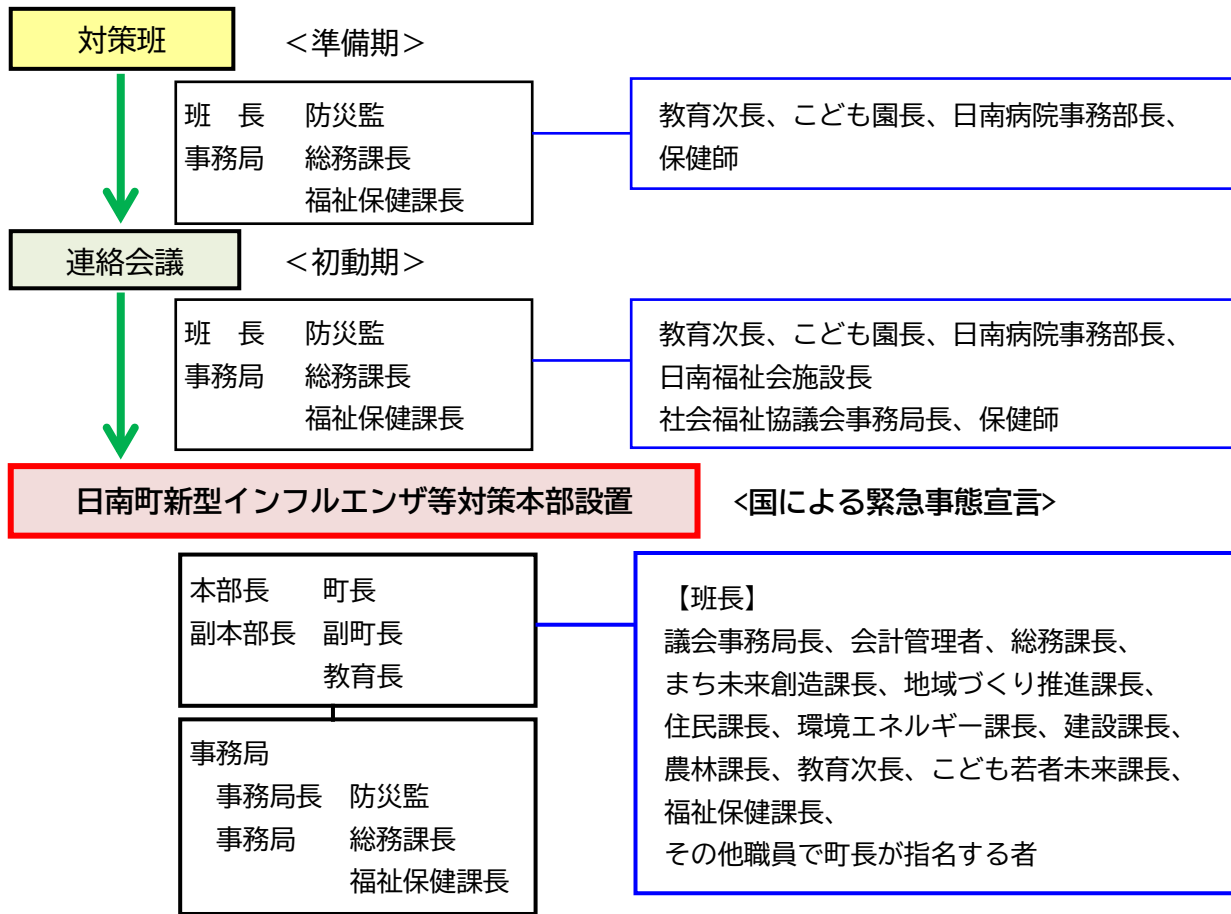
4 副本部長は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理するほか、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。対策本部の本部員は本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

5 対策本部は、必要に応じて本部長が招集する。

6 新型インフルエンザ等対策本部の職員以外には、関係機関の長等の出席を求めることができる。

7 町対策本部の事務局は、総務課に置く。

【日南町新型インフルエンザ等危機管理実施体制図】



※こども園及び日南病院は、町対策本部と連携し、現場対応を行う。

【町部局の主な役割】

新型インフルエンザ等発生時の対応は、町災害対策本部組織に基づくことを基本とするが、風水害等対策にはない特殊な対応も必要となるため、町部局の主な役割を示し、町対策本部と並行して対応する。

部局名	主な役割
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画(BCP)に基づく町の行政機能の維持に関する事 ・部局職員の感染・まん延防止に関する事 ・県の情報収集に関する事 ・所管法人・団体等の被害情報等の収集 ・所管社会機能維持関連企業の支援に関する事 ・所管する会議、イベント等の調整に関する事 ・所管する公の施設の臨時休館等の調整に関する事
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・町対策本部、連絡会議及び対策班に関する事 ・関係機関等からの情報収集に関する事 ・県対策本部との連絡調整、緊急要望に関する事 ・職員の確保と重要業務への職員配置に関する事 ・庁舎管理に関する事 ・職員の健康管理に関する事 ・事業所等への情報提供に関する事 ・防災無線に関する事 ・報道機関対応に関する事
福祉保健課 こども若者未来課	<ul style="list-style-type: none"> ・町対策本部、連絡会議及び対策班に関する事 ・新型インフルエンザ等に係る情報収集・分析に関する事 ・新型インフルエンザ等に係るまん延防止に関する事 ・県の情報収集の総括 ・被害情報等の収集の総括 ・町民の予防接種に関する事 ・社会福祉施設に関する事(日南福祉会、社会福祉協議会、子育て支援センター等) ・在宅要援護者の支援に関する事 ・こころのケアに関する事 ・相談窓口に関する事 ・日南病院との連携に関する事
住民課 環境エネルギー課	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理に関する事 ・埋火葬、遺体の安置所等に関する事 ・外国人への支援に関する事

部局名	主な役割
地域づくり推進課 まち未来創造課	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通等のライフライン体制の確保に関する事 ・流行地域における人的交流の縮小に関する事 ・広報、ケーブルテレビに関する事 ・地域振興センターの管理、連携に関する事
建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道、下水道等のライフライン体制の確保に関する事 ・道路交通の維持・制限に関する事 ・公営住宅入居者に対する情報提供等に関する事
農林課	<ul style="list-style-type: none"> ・家きん、養豚等に関する事 ・渡り鳥や野鳥不審死に関する事
出納室	<ul style="list-style-type: none"> ・業者等への支払の継続等に関する事
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・他部局への協力
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校における感染予防、まん延防止、安全確保等に関する事 ・児童、生徒の予防接種に関する事

※部局内及び部局間において連携し、随時協力体制をとること。

こども園及び日南病院は、町対策本部と連携し現場対応を行う。

部局名	主な役割
こども園 にちなん十色	<ul style="list-style-type: none"> ・こども園における感染予防、まん延防止等に関する事 ・園児の予防接種に関する事
日南病院	<ul style="list-style-type: none"> ・病院における診療機能の確保及び病院間の連携に関する事 ・抗インフルエンザウイルスワクチンの備蓄に関する事 ・福祉保健課と協力した新型インフルエンザワクチン住民接種に関する事

IV-2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

1 目的

(1) 準備期

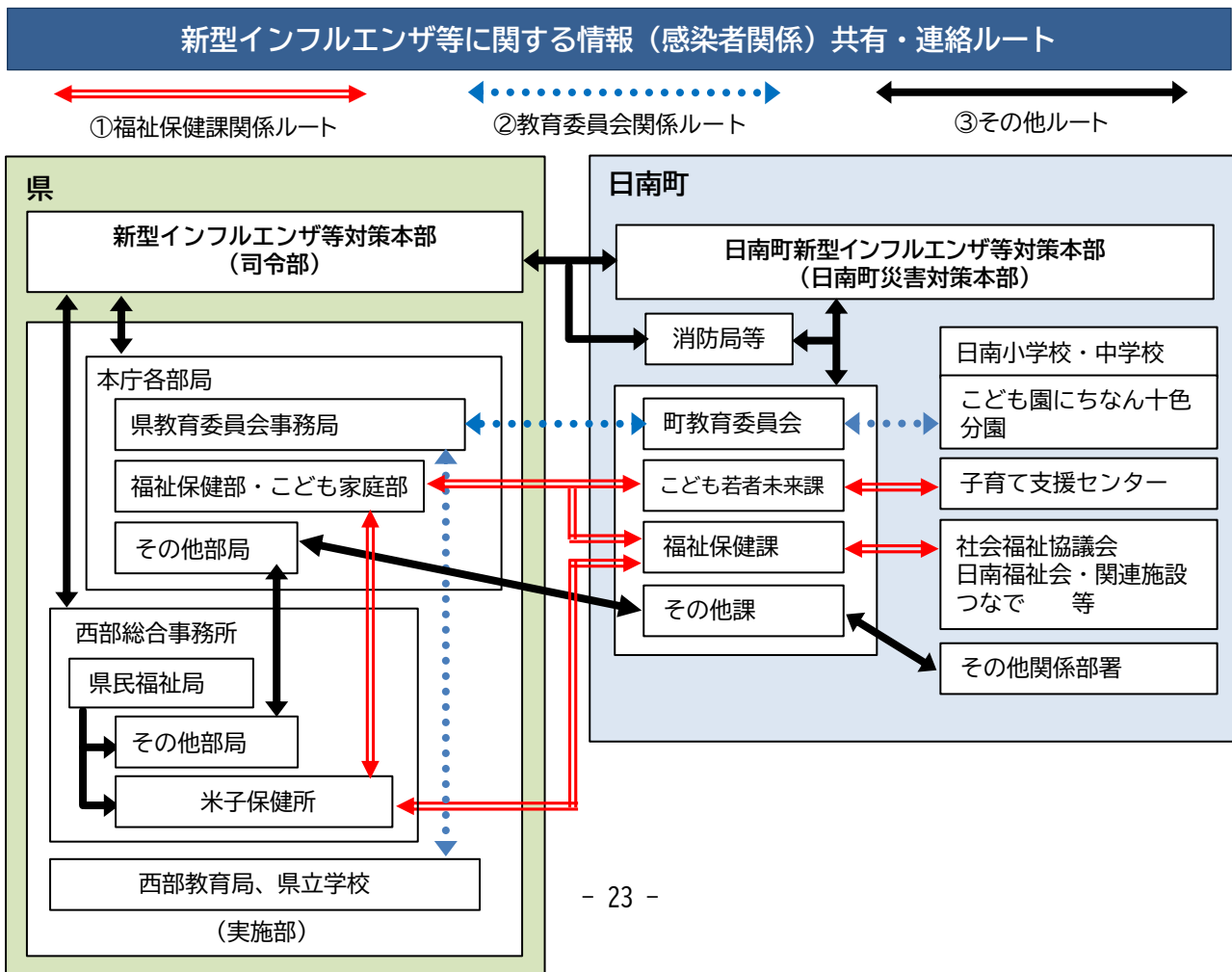
町民が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシー（知識を活用して適切に判断し行動する能力）を高めるとともに、町による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

(2) 初動期

町民が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた最新情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、町対策本部会議や記者会見等の様々な場面で、グラフ、図・表等を用いてポイントを押さえた情報発信を行う。

(3) 対応期

感染拡大防止と町民生活及び町民経済との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替え等の意思決定に資するよう、リスク評価を継続的に実施するとともに、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等の判断を要する可能性があることから、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報、町民生活及び町民経済に関する情報や社会的影響等について情報収集・分析を強化する。



2 発生時期別対応【情報提供と共有、リスクコミュニケーション】

発生時期	対 応
準備期	<p>1. 町民への情報提供・共有</p> <p>① 国及び県が発信する新型インフルエンザ等に係る情報を収集し、感染症危機に対する理解を深めるため、広報に掲載し、予防的対策や町行動計画の情報を町民に提供する。</p> <p>② 地域の特産品やランドマーク、なじみのあるキャラクターなどをメッセージや情報提供共有の方法に取り込むことで、分かりやすく行動変容につながりやすい情報提供・共有の工夫を行う。</p> <p>2. 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有</p> <p>新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得るので、有事における円滑な連携のため、情報連携について県と町の行動計画等で位置付け、具体的な手順をあらかじめ合意しておく。</p> <p>3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進</p> <p>① コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。</p> <p>② 小・中学校、こども園、介護福祉施設は、集団発生や地域への感染拡大の起点となりやすい。平常時から福祉保健課やこども若者未来課、町教育委員会と連携して、児童生徒及び施設利用者に対し感染症や公衆衛生について情報提供し、丁寧に指導する。</p>
初動期	<p>1. 町民への情報提供・共有</p> <p>① 国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、町民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。</p> <p>② 誰もが感染する可能性があり、同時に他者に感染させる可能性もあるが、それが責められるようなことではないという認識を町民が持つように情報提供する。</p> <p>2. 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有</p> <p>新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。</p> <p>3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進</p> <p>① 関係部署間の情報共有体制を確認し、必要な情報を共有する。</p>

発生時期	対 応
(初動期)	<p>② 国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等など疾患に関する相談のみならず、生活相談や対応策についての問い合わせに対応するコールセンター等を設置する。</p>
対応期	<p>1. 町民への情報提供・共有</p> <p>① 国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、町民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。</p> <p>② 町民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性について情報提供と注意喚起を行う。</p> <p>③ 新型インフルエンザ等の県内(町内)発生状況について周知し、家庭での感染予防策、拡大防止策の徹底を要請する。また、学校等の臨時休業時の対応等について周知する。</p> <p>2. 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有</p> <p>① 県を通じ、またインターネット等により新型インフルエンザ等の発生情報を収集し、関連情報及び町の対策内容、状況を町民に提供するとともに、混乱防止及び注意喚起を図る。</p> <p>② 町は、新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や県と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。</p> <p>3. 双方向のコミュニケーションの実施、見直し・評価</p> <p>① コールセンター等の対応時間を拡大するなど、新型インフルエンザ等に関する相談体制の強化を図る。</p> <p>② 相談窓口等に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報等をとりまとめ情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。</p>

IV-3 まん延防止

1 目的

(1) 準備期

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、町民の生命及び健康を保護する。このため、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、町民や事業者の理解促進に取り組む。

(2) 初動期

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにするため、町内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

(3) 対応期

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、町民の生命及び健康を保護する。その際、町民生活や町民経済活動への影響も十分考慮する。また、準備期で検討された指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、町民生活や町民経済活動への影響の軽減を図る。

2 発生時期別対応【まん延防止】

発生時期	対 応
準備期	<ul style="list-style-type: none"> ① 換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。 ② 新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、県との連携の下、町民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整えることが重要である。また、新型インフルエンザ等に限らず、誰でも感染症にかかる可能性があるため、感染者に対する偏見や差別は厳に慎まなくてはならないことを、広報等を通じて町民に啓発することが必要である。 ③ 町の施設の消毒剤等の感染防護用品の備蓄を進めるとともに、業務に従事する職員の感染防止のための個人防護具等の備蓄を進める。 ④ 小・中学校、こども園、介護福祉施設等における感染予防策、臨時休業等、新型インフルエンザ発生に備えた対応について検討する。

発生時期	対 応
初期	<ul style="list-style-type: none"> ① 学校等においては、通常の段階から児童・生徒、通所者、職員の健康状態の把握に努め、発熱、咳等の症状のある者の早期発見に努める。 ② 県内(町内)発生に備え、学校等における感染予防策を徹底するとともに、臨時休業の基準について検討し、連絡体制を確認する。 ③ 国からの要請を受けて、業務継続計画(BCP)に基づく対応の準備を行う。 ④ 事業所及び介護福祉施設等に対し、感染予防策を徹底する。 ⑤ 町内発生に備え、町の施設の閉鎖について検討する。
対応	<ul style="list-style-type: none"> ① 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替えることとなるが、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となった場合には、適切な医療を受けられないことによる重症者・死亡者数が増加する可能性が見込まれるため、地域感染期においてもまん延拡大対策を講じる。 ② 患者対策として罹患した患者については、症状が軽快しても感染力が無くなるまで外出しないよう呼びかけを継続する。 ③ 町の施設の閉鎖や町主催行事の中止又は延期を検討する。 ④ 町の業務継続計画(BCP)に基づき、業務や町民サービスを縮小する。 ⑤ 県が示した学校等の臨時休業の基準に基づいて決定した小・中学校、こども園、介護福祉施設等の臨時休業の基準を引き続き、適用する。 ⑥ 流行の経過を踏まえ、第二波に備えて、拡大防止策を見直し、改善に努める。

IV-4 ワクチン

1 目的

(1) 準備期

ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国、県及び町のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

(2) 初動期

開発・製造されたワクチンの確保・供給を受け、県、町、医療関係者等が連携して接種体制を構築し、速やかな予防接種へとつなげる。

(3) 対応期

確保したワクチンを円滑に配送させ、構築した接種体制に基づき迅速に接種できるようにする。また、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努める。

あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。

また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

2 発生時期別対応【ワクチン】

発生時期	対 応				
準備期	<p>1. ワクチンの接種に必要な資材</p> <p>① 町は、表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。</p> <p>② 町は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。</p> <p style="text-align: center;">【表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">【準備品】</th> <th style="width: 50%;">【医師・看護師用物品】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/>消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/>トレイ <input type="checkbox"/>体温計 <input type="checkbox"/>医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/>手指消毒剤 <input type="checkbox"/>救急用品 <p style="text-align: center;">接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 </td> <td style="vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/>マスク <input type="checkbox"/>使い捨て手袋(S・M・L) <input type="checkbox"/>使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/>膿盆 <input type="checkbox"/>聴診器 <input type="checkbox"/>ペンライト 【文房具類】 <input type="checkbox"/>ボールペン(赤・黒) <input type="checkbox"/>日付印 <input type="checkbox"/>スタンプ台 <input type="checkbox"/>はさみ 【会場設営物品】 <input type="checkbox"/>机 <input type="checkbox"/>椅子 <input type="checkbox"/>スクリーン <input type="checkbox"/>延長コード <input type="checkbox"/>冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/>ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/>耐冷手袋等 </td> </tr> </tbody> </table>	【準備品】	【医師・看護師用物品】	<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 <p style="text-align: center;">接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋(S・M・L) <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト 【文房具類】 <input type="checkbox"/> ボールペン(赤・黒) <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ 【会場設営物品】 <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等
【準備品】	【医師・看護師用物品】				
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 <p style="text-align: center;">接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋(S・M・L) <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト 【文房具類】 <input type="checkbox"/> ボールペン(赤・黒) <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ 【会場設営物品】 <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等				

発生時期	対 応
(準備期)	<p>2. 接種体制の構築</p> <p>町は、西部医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。</p> <p>3. 町民への情報提供・共有</p> <p>WHOが表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy」(日本語訳:ワクチン忌避、予防接種への躊躇)が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、町は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者(小児の場合)等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ&A等の提供など、双方向的な取組を進める。</p> <p>4. 町における対応</p> <p>① 町は、定期の予防接種の実施主体として、西部医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び町民への情報提供等を行うこととなり、県は、こうした町の取組を支援することとなる。</p> <p>② 福祉保健課・こども若者未来課は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び衛生部局以外の分野、具体的には町労働部局、介護保険部局、障害保健福祉部局等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める必要がある。また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、町教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を町教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める必要がある。</p> <p>5. DXの推進</p> <p>① 町は、町が活用する予防接種関係のシステム(健康管理システム等)が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。</p> <p>② 町は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。</p> <p>③ 町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を町民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。</p>

発生時期	対 応
(準備期)	<p>【特定接種】</p> <p>① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町の地方公務員については、当該地方公務員の所属する町を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。このため、町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。</p> <p>② 特定接種の対象となり得る地方公務員については、所属する地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。</p> <p>【住民接種】</p> <p>平時から以下(ア)～(ウ)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。</p> <p>(ア) 町は、国・県等の協力を得ながら、町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。</p> <p>a 町は、住民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する国民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、次の事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、西部医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行う等、接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 接種対象者数 ii 地方公共団体の人員体制の確保 iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保 iv 接種場所の確保(日南病院、米子保健所、健康福祉センター、学校等)及び運営方法の策定 v 接種に必要な資材等の確保 vi 国、県及び町間や、西部医師会等の関係団体への連絡体制の構築 vii 接種に関する住民への周知方法の策定 <p>b 町は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は県の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討する。</p> <p>c 町は、医療従事者の確保について、接種方法(集団的接種個別接種)や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接</p>

発生時期	対 応			
(準備期)	<p>種においては、多くの医療従事者が必要であることから、町は、西部医師会等の協力を得てその確保を図るべきであり、個別接種、集団的接種いずれの場合も、西部医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得るようにする。</p> <p>d 町は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤(調製)場所、接種の実施に当たる人員配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。</p> <p>なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、西部医師会等と委託契約を締結し、当該西部医師会等が運営を行うことも可能である。</p> <p>(イ) 町は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する町以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。</p> <p>(ウ) 町は、速やかに接種できるよう、西部医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。</p>			
	【表2 接種対象者の試算方法の考え方】			
		住民接種対象者試算方法		備考
	総人口	人口統計(総人口)	A	
	基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
	妊婦	母子健康手帳届出数	C	
	幼児	人口統計(1-6歳未満)	D	
	乳児	人口統計(1歳未満)	E1	
	乳児保護者 [※]	人口統計(1歳未満)×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
	小学生 中学生 高校生相当	人口統計(6歳-18歳未満)	F	
高齢者	人口統計(65歳以上)	G		
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	A- (B+C+D+E1+E2+F+G)=H	
<p>※ 乳児(1歳未満の者)が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。</p>				

発生時期	対 応
初動期	<p>1. 接種体制の構築</p> <p>① 町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。</p> <p>② 町は、ワクチンの供給体制において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。</p> <p>【特定接種】</p> <p>接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県及び町は、西部医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、町は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて西部医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。</p> <p>【住民接種】</p> <p>① 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。</p> <p>② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。</p> <p>③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、県の保護施設担当部局及び福祉事務所、町介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局が連携し行うこと(調整を要する施設等及びその被接種者数を介護保険部局や障害保健福祉部局又は都道府県の保護施設担当部局及び福祉事務所が中心に取りまとめ、接種に係る西部医師会等の調整等は衛生部局と連携し行うこと等)が考えられる。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。</p> <p>④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は西部医師会等の協力を得て、その確保を図る。</p> <p>⑤ 町は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、西部医師会、近隣地方公共団体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、米子保健所・健康福祉センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。また、県に</p>

発生時期	対 応
(初期)	<p>おいては、町の接種の負担を軽減するため大規模接種会場を設けることも考えられる。</p> <p>⑥ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は県の介護保険部局等、西部医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。</p> <p>⑦ 町は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。</p> <p>⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定すること。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと(接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。)、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどが考えられる。</p> <p>⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ西部医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。</p> <p>また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、県医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。</p> <p>アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て町が準備することとなるが事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、西部医師会等から一定程度持参してもらおう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。</p> <p>また、町が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的な必要物品としては、準備期表 1 に示した資材が想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。</p>

発生時期	対 応
(初動期)	<p>⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。</p> <p>⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。</p> <p>また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。</p>
対応期	<p>1. ワクチンや必要な資材の供給</p> <p>① 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。</p> <p>② 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、各市町村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。</p> <p>③ 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。</p> <p>④ 町は、厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。</p> <p>2. 接種体制</p> <p>① 町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。</p> <p>② 町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。</p> <p>3. 接種に関する情報提供・共有</p> <p>① 町が行う接種勧奨については、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種</p>

発生時期	対 応
(対応期)	<p>券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。</p> <p>② 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。</p> <p>③ 町は、自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について町民への周知・共有を行う。</p> <p>④ 町は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。</p> <p>⑤ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある。一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、町は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。</p> <p>4. 接種体制の拡充</p> <p>町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて健康福祉センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、福祉保健課等や西部医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。</p> <p>5. 接種記録の管理</p> <p>国、県及び町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。</p> <p>6. 健康被害救済</p> <p>① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は町となる。</p> <p>② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第 15 条第 1 項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とする。</p> <p>③ 町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。</p>

発生時期	対 応
(対 応 期)	<p>【特定接種】</p> <p>国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国・県と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。</p> <p>【特定接種に係る対応】</p> <p>町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口(コールセンター等)の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。</p> <p>【住民接種】</p> <p>① 町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。</p> <p>② 町は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。</p> <p>③ 町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材(副反応の発生に対応するためのものを含む。)等を確保する。</p> <p>④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適切な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、町は、接種会場における感染対策を図る。</p> <p>また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。</p> <p>⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。</p> <p>⑥ 町は、高齢者支援施設や社会福祉施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、福祉保健課等、西部医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。</p> <p>【住民接種に係る対応】</p> <p>① 町は、実施主体として、町民からの基本的な相談に応じる。</p> <p>② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。</p>

発生時期	対 応
(対応期)	<ul style="list-style-type: none"> a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。 b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。 c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。 d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。 <p>③ これらを踏まえ、広報に当たっては、町は、次のような点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。 b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。 c 接種の時期、方法など、町民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

IV-5 保健

1 目的

(3) 対応期

新型インフルエンザ等の発生時に、県と連携して感染症危機に対応することで、町民の生命及び健康を保護する。その際、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、感染状況等を踏まえ、町の実情に応じて柔軟に対応する。

2 発生時期別対応【保健】

発生時期	対 応
対応期	<ul style="list-style-type: none"> ① 町は、県が実施する健康観察に協力する。 ② 町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。 ③ 町は、日南病院及び関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、自宅で死亡した患者への対応を行う。

IV-6 物資

1 目的

(1) 準備期

感染症対策物資等は、有事に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、町は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

2 発生時期別対応【物資】

発生時期	対 応
準備期	<p>① 町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。</p> <p>なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。</p> <p>② 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。</p>

IV-7 町民の生活及び町民経済の安定確保

1 目的

(1) 準備期

事業者や町民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、まん延防止に関する措置により町民生活及び経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があることを踏まえ、必要な準備を行うことを勧奨する。

また、指定(地方)公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、町民生活及び町民経済活動の安定に寄与するため、業務継続計画(BCP)策定等の必要な準備を行う。

これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に町民生活及び町民経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

(2) 初動期

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や町民等に、事業継続のための感染対策等、必要となる可能性がある対策の準備等と呼び掛ける。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、状況に応じ、商工団体等と協議・連携しながら、速やかに所要の対応を行い、町民生活及び町民経済活動の安定を確保する。

(3) 対応期

準備期での対応を基に、各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、町民生活及び町民経済活動の安定を確保するための取組を行う。

また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

指定(地方)公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、町民生活及び町民経済活動の安定の確保に努める。

2 発生時期別対応【町民の生活及び町民経済の安定確保】

発生時期	対 応
準備期	<p>1. 情報共有体制、支援の実施に係る仕組みの整備</p> <p>① 新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。</p> <p>② 新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DX を推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くよう留意する。</p> <p>2. 要配慮者等への生活支援</p> <p>① 国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。</p> <p>② 町は、最も住民に近い行政主体であり、町民を支援する責務を有することから、町民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障を来すおそれがある世帯(高齢者世帯、障害者世帯等)への具体的な支援体制の整備を進める。</p> <p>③ 以下の例を参考に、各地域の状況に応じて、町が要配慮者等を定める。</p> <p>a 一人暮らしで介護ヘルパー等の介護等がなければ、日常生活(特に食事)が非常に困難な者</p> <p>b 障がい者のうち、一人暮らしで介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難な者</p> <p>c 障がい者又は高齢者のうち、一人暮らしで支援がなければ市町村等からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染時・流行期の対応が困難な者</p> <p>d その他、支援が必要と認められた者</p> <p>④ 要配慮者等情報の収集・共有方式としては、関係機関共有方式、手上げ方式、同意方式がある。町が災害時要援護者リストの作成方法等を参考に町の状況に応じて新型インフルエンザ等発生時の要配慮者等リストを作成する。</p>

発生時期	対 応
(準備期)	<p>⑤ 個人情報の活用については、町において、事前に包括的な同意が取れる仕組みを作っておき、弾力的な運用を検討する。</p> <p>⑥ 新型インフルエンザ等発生時の要配慮者等への対応について、町が関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。</p> <p>⑦ 町は、要配慮者等の登録情報を分析し、必要な支援内容(食料品、生活必需品等の提供の準備等)、協力者への依頼内容を検討する。</p> <p>⑧ 地域に必要な物資の量、生産、物流の体制等を踏まえ、他の地方公共団体による備蓄、製造販売事業者との供給協定の締結等、各地域の生産・物流事業者等と連携を取りながら、あらかじめ地域における食料品・生活必需品等の確保、配分・配付の方法について検討を行い、地域の実情に応じた計画を策定するとともに、早期に計画に基づく取組を進める。</p> <p>⑨ 支援を必要とする者に対しては、地域の支援者や町の職員等が、個々の世帯を訪問し、食料品・生活必需品等を配付する方法も考えられる。</p> <p>⑩ 新型インフルエンザ等発生時にも、町民の生活支援を的確に実施できるよう、町自らの業務継続計画(BCP)を策定する。</p> <p>3. 物資及び資材の備蓄等</p> <p>① 町行動計画に基づき、「物資」における準備期で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。</p> <p>② 事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。</p> <p>4. 火葬能力等の把握</p> <p>① 町は、県が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討する際や、県が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に連携する。</p> <p>② 町は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられていることから域内における火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担う。</p> <p>③ 町は、火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料、その備蓄量及び職員の配置状況等の火葬場の火葬能力並びに公民館、体育館及び保冷機能を有する施設など一時的に遺体を安置することが可能な施設(以下「臨時遺体安置所」という。)数について県が調査する場合に協力する。</p> <p>④ 町は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当である住民課との調整を行うものとする。</p>

発生時期	対 応
初動期	<p>1. 要配慮者等対策 新型インフルエンザ等の発生後、町は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要配慮者や協力者へ連絡する。</p> <p>2. 遺体の火葬・安置 町は、国から県を通じて行われる、「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う」旨の要請を受け対応する。</p>
対応期	<p>1. 心身への影響に関する施策 町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。</p> <p>2. 要配慮者等対策</p> <p>① 町は、計画に基づき、要配慮者等対策を実施する。</p> <p>② 町は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、町民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。</p> <p>③ 町は、新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)、搬送、死亡時の対応等を行う。</p> <p>3. 教育及び学びの継続に関する支援 町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。</p> <p>4. 生活関連物資等の価格の安定等</p> <p>① 町は、町民の生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。</p> <p>② 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の</p>

発生時期	対 応
(対 応 期)	<p>充実を図る。</p> <p>③ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。</p> <p>④ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。</p> <p>5. 水の安定供給</p> <p>水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。</p> <p>6. 事業者に対する対応と支援</p> <p>① 必要に応じ、引き続き、町民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。</p> <p>② 町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。</p> <p>7. 埋葬・火葬の特例等</p> <p>① 町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。</p> <p>② 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。</p> <p>③ 町は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力をを行う。</p> <p>④ 町は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。</p> <p>⑤ あわせて町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。</p> <p>⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。</p>

発生 時期	対 応
(対 応 期)	<p>⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの町においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。</p>

○日南町新型インフルエンザなど対策本部条例

(平成 25 年 3 月 25 日条例第 19 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条において準用する法第26条の規定に基づき、日南町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理するほか、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議(以下、この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属するべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

用語集

用語	内容
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症危機	町民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、町民の生命及び健康並びに町民生活及び町民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	県行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(同条第4項に規定する医療機器)、个人防护具(着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画(BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
个人防护具(PPE)	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
指定(地方)公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

用語	内容
住民接種	特措法第 27 条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症(感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。)及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。 県行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
迅速検査キット	簡便に実施し速やかに結果を判断可能な検査キット。一般に抗原定性検査が用いられており、PCR 検査や抗原定量検査に比べると、簡易かつ迅速に結果を得ることが可能である。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む県民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
鳥取県感染症対策連携協議会	感染症法第 10 条の2に規定する主に県と保健所設置市の連携強化を目的に、管内の保健所設置市、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、県が設置する組織。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で血中又は動脈血酸素飽和度を測定する医療機器。
パンデミックワクチン	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

用語	内容
プレパンデミックワクチン	<p>将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。</p> <p>新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。</p>
まん延防止等重点措置	<p>特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。</p> <p>第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。</p>
有事	<p>新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。</p>
予防計画	<p>感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。</p>
リスクコミュニケーション	<p>個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。</p>
PDCA	<p>Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。</p>

日南町新型インフルエンザ等対策行動計画

発	行	日南町
策	定	平成26年(2014年)12月
変	更	令和8年(2026年)3月
担	当	日南町役場 総務課・福祉保健課
問	い	日南町健康福祉センターほほえみの里内
合	わ	福祉保健課
せ	せ	〒689-5211 鳥取県日野郡日南町生山 511-5
先		電話 0859-82-0374
		FAX 0859-82-1027